大阪市教　2024 年 1 月 19 日

2023 年賃金確定市労組連要求交渉

育児職免小学校 6 年まで・120 分以内
夏季休暇 6 月 1 日～10 月 31 日可
非正規職員の病気・生理休暇の有給化を

市労組連は 1 月 18 日団体交渉を行い、給与改定以外の要求項目について市側が回答しました（給与改定は 12 月 7 日付ニュース参照）。

①育児職免を小学校まで 6 年生まで 120 分以内、②夏季休暇の取得期間を 6 月 1 日から 10 月 31 日の期間とすることができる、③テレワークを 3 カ月以上の期間について 1 カ月当たり平均 10 日を超える場合、在宅勤務手当月額 3 千円支給を新設、④職員のフレックスタイム制導入。

定年延長にも関わり 55 歳以上の昇給停止廃止は困難、「教職調整額の見直しは、指定都市教育委員会協議会で『実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい』との要望を挙げている。引き続き動向を注視」としました。

55 歳以上の昇給停止を廃止を

市労組連は、フレックスタイムではなく人員を増やすこと、55 歳以上の昇給停止を廃止し、60 歳以後の給与水準の引上げ、非正規職員の特別休暇や病気休暇の有給化を強く求めました。とりわけ病気・生理休暇の有給化、病気休暇付与日数の拡大について「組合の要求を重く受け止める」との認識を示しました。

会計年度任用職員の処遇改善を

会計年度任用職員の処遇改善、権限移譲により生じた学校園職員の賃金労働条件、妊娠障害休暇の不利益解消、再任用職員の一時金支給率の改善、保育士、幼稚園の独自給料表が府内の他市と比較して著しく低い給与水準で、人材が他市に逃げる問題を厳しく指摘、残された課題の引き続きの協議を求めました。